



# 熊本県公報

号外 第 4 6 号  
平成 28 年 5 月 6 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 平成 28 年 5 月熊本県議会臨時会の招集…………… (財政課) 1
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第 5 1 8 号の 2

地方自治法第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次の事件を付議するため、平成 28 年 5 月 13 日に熊本県議会の臨時会を、熊本市に招集する。  
平成 28 年 5 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 平成 28 年度熊本県一般会計補正予算 (第 2 号)
- 2 平成 28 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 3 平成 28 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 4 平成 28 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 1 号)
- 5 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 専決処分報告及び承認について

### 熊本県告示第 5 1 8 号の 3

計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) 第 1 9 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第 7 0 号) 第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により公示する。  
平成 28 年 5 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり (計量法施行令 (平成 5 年政令第 3 2 9 号) 第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
水俣市、芦北町及び津奈木町
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成 28 年 6 月 7 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	芦北町地域活性化センター
平成 28 年 6 月 8 日	午前 1 0 時 3 0 分から正午まで	J A あしきた吉尾支所
平成 28 年 6 月 8 日	午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで	芦北町大野出張所
平成 28 年 6 月 9 日	午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで	芦北福祉センター
平成 28 年 6 月 9 日	午後 1 時から午後 3 時まで	芦北町社会教育センター
平成 28 年 6 月 1 0 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	芦北町社会教育センター
平成 28 年 6 月 1 3 日	午前 1 0 時 3 0 分から午後 4 時まで	津奈木町農業就業改善センター
平成 28 年 6 月 1 4 日	午前 1 0 時から正午まで	水俣市愛林館
平成 28 年 6 月 1 4 日	午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで	J A あしきた東部支所
平成 28 年 6 月 1 5 日	午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで	湯の鶴温泉保健センター
平成 28 年 6 月 1 5 日	午後 1 時から午後 4 時まで	水俣市総合体育館
平成 28 年 6 月 1 6 日	午前 9 時から午後 4 時まで	水俣市総合体育館

平成28年6月17日	午前9時から午後2時30分まで	水俣市総合体育館
------------	-----------------	----------

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会